

会 議 録

会議の名称	第 5 2 回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和 7 年 1 月 1 6 日（木） 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 0 0 分まで
開催場所	和泉市役所別館 3 階 3 - 4 会議室
出席者	委員：弁護士、大学教授、警察OB 事務局：副市長、（契約検査室）室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主査、主任 計 5 名
会議の議題	1. 報告案件 （1）前回の振り返りについて （2）入札・契約手続きの運用状況について （3）指名停止について （4）再苦情処理の状況について 2. 審議案件 （1）工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第 2 条第 1 号の工事等一覧表から、同基準第 3 条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。（審議対象期間：令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの工事等入札案件）
会議の要旨	事務局から、前回の振り返り、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行った。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議非公開

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 報告案件

（1）前回の振り返りについて

委員長～案件の内容について説明願う。

事務局～前回の指摘事項は特にありません。

委 員～質疑なし

（2）入札・契約手続の運用状況について

委員長～案件について説明願う。

事務局～今回の報告事項は特にありません。

委 員～質疑なし

（3）指名停止について

- ・指名停止業者 0 者

委 員～質疑なし

（4）再苦情処理の状況について

- ・苦情処理案件 該当無し

委 員～質疑なし

2. 審議案件

（1）工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までに入札・契約した 69 件のうち、委員が抽出した 10 件について説明

- ・制限付一般競争入札案件（0 件のうち、0 件）

事務局～質疑なし

- ・公募型指名競争入札案件（54 件のうち、4 件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ① 岡町2-37-1号線管布設工事その2
- ② 和泉市消防本部・和泉消防署庁舎一部除却工事
- ③ 内田町四丁目配水管布設工事
- ④ 松尾寺公園整備工事(R6-1)

委 員～①について、入札参加業者が多いが、理由は。

事務局～入札参加業者が多い理由として、和泉市には土木業者が多く、土木 A 等級の業者は 41 者あるため、その分、参加業者数も多くなっている。

委員～入札にあたり技術的な面を含めて特別な条件を付しているのか。

事務局～入札の参加条件は、「土木一式の A 等級にランク付けされていること」、「工事に配置される技術者が必要な資格を有しており、かつ工事現場に専任配置できること」を要件としている。

委員～落札業者は「東松尾川災害復旧工事「R5-1」その 2」と同じ業者であるが対応力、技術力のある会社か。

事務局～当該工事の落札業者は土木一式、管ともに A 等級に格付けされており、また特定建設業を有する事業者であるため、技術力、対応力を有していると考えている。

委員～②について、最低制限価格の率が他の入札に比べて高くなっている理由は。また、業者選定理由として「配置予定技術者」と記載があるが、どのような技術者を求めているのか。

事務局～最低制限価格は国が定めている中央公契連モデルにもとづき算出しているため工事ごとにはばらつきが生じる。配置技術者は建設業法上の規定を満たす技術者を求めている。

委員～③について、入札にあたり技術的な面を含む特別な必要条件を付しているのか。

事務局～技術的な面としては、給水管工事を含むため、元請または下請会社に給水装置主任技術者の資格を持つ者を配置できることを条件としている

委員～④について、入札にあたり技術的な面を含む特別な必要条件について、根拠資料を提出してもらっているのか。

事務局～根拠書類は 2 年に 1 度実施している業者登録の際に、資格者証の写し等を求めている。

委員～建設工事の資格者証に携帯義務はあるのか。

事務局～監理技術者資格者証は工事現場内での携帯が義務付けられている。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（7 件のうち、3 件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

⑤ 和泉市立コミュニティ体育館屋上防水改修工事

⑥ 和泉市立いずみ霊園・和泉市北部コミュニティセンタースプリンクラー設備外改修工事

⑦ 水道施設解体詳細設計業務委託

委員～⑤について、最低制限価格の率が他の入札に比べて高くなっている理由は。

事務局～予定価格と最低制限価格の価格差については②の質疑のとおり。

委員～⑥について、入札参加者が少ないが、入札にあたり技術的な面を含めて特別な条件を付しているのか。

事務局～入札参加者が少ないのは、「消防施設工事」で登録の市内・準市内業者が 5 者

しか存在しないためである。

委員～⑦について、不調の理由は。

事務局～当該案件は水道施設（浄水場）の建物、取水棟、導水管の撤去設計を発注したものである。撤去対象である導水管内部に川の水が流入しており、導水管の状況を把握することが困難であったことから、水中ドローンを使い、導水管の状況を確認する必要があったが、技術的に難しく金額面で折り合いがつかなかったと一部の辞退業者から情報を得ている。

委員～不調となった後の対応は。

事務局～仕様を見直して再発注の予定。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・ 随意契約案件（8件のうち、3件）

⑧ 東松尾川災害復旧工事（R5-1）その2

⑨ 和泉府中駅デッキ補修工事

⑩ まなびのプラザ照明改修工事

委員～⑧について、随意契約とした理由と、当該落札業者に発注した理由は

事務局～当該工事は別で発注している「東松尾川災害復旧工事」と関連するものである。

東松尾川の河川工事のため、重機が何度も農道を通じたことにより、農道に全体的なひび割れが生じたことから、農道舗装工事を発注したもの。随意契約とした理由は、同事業者に発注することで施工上の安全性が確保できることと、現場の仮設資材等も再利用が出来る事を考慮すると工事価格が安価になる事が確認されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び和泉市随意契約ガイドライン第6号に基づき当該業者と随意契約を締結したものである。

委員～落札率が高くなっている理由は。

事務局～「東松尾川災害復旧工事」と同一業者への発注ということで、設計価格自体が通常発注より抑えられているため、落札率が高くなっているものと考える。

委員～⑨について、落札金額が最低制限価格と比べて、4万9千円上乗せされた金額が落札金額となっているが、事業者は上乗せ部分について、何を見込んでいるのか。

事務局～随意契約の場合であっても積算基準に基づき設計金額を算出のうえ、予定価格、最低制限価格を設定し、事前公表している。入札の場合は、競争性が働くため、最低制限価格での落札となることが多いが、随意契約の場合は、競争性は働かないため、事業者の積算の結果が予定価格の範囲内であれば契約締結となる。以上より、事業者が上乗せ部分について何かを見込んでいるわけではなく、積算の結果が最低制限価格を4万9千円上回ったものである。

委員～随意契約とした理由は。

事務局～施工のための特注品があり、構造を熟知している事業者しか施工できなかったため、既施工業者である当該業者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び和泉市随意契約ガイドライン第2号に基づき随意契約を締結したものである。

委員～⑩について、随意契約とした理由は。

事務局～同施設内の照明の維持管理を当該業者とE S C O契約しており、同契約内において、照明の増設は同社しか請け負えないと規定されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び和泉市随意契約ガイドライン第2号に基づき随意契約を締結したものである。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

副市長～委員から指摘を受けることは職員の資質向上につながる。引き続きご指導ご鞭撻を賜りたい。

以上